

平成22年度非常勤職員などの登録者を募集します

平成22年度の非常勤職員・臨時職員・パート職員の登録者を募集します。

採用者は、登録された人の中から必要に応じて選考を行い決定します。

なお、過去に登録された人も平成22年度の採用を希望する場合は、再度登録が必要です。

【主な職種】 保育士、児童館指導員、幼稚園講師、教員補助員、看護師、准看護師、介護員、事務補助員など

【募集期間】 1月8日(金)から受け付けます。ただし、4月からの採用を希望される人については、2月5日(金)まで登録をお願いします。

【登録申請書など】 募集要領や登録申請書は、人事課・医療管理課または各総合支所窓口にて備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

【登録の方法】 所定の登録申請書に必要事項を記入の上、写真を貼り付け、総務部人事課(市役所迫庁舎2階)に提出いただくか、郵送してください。

【申し込み・問い合わせ】
総務部人事課 職員厚生係
〒987-0511
登米市迫町佐沼字中江
二丁目6番地1
☎ 0220 (22) 2145



農業者年金に加入しませんか

～しっかり積み立て がっちりサポート 安心で豊かな老後を～

農業者の皆さん、老後の生活安定のため、農業者年金に加入しましょう。

❖農業者年金の特徴

- ①農業に従事されている人で次の要件を満たしていれば加入できます。**
60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している人(配偶者や後継者も加入できます。)
 - ②少子高齢化時代に強い積立方式の年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用。**
保険料は、月額20,000円から67,000円まで。1,000円単位で自由に選択できます。
 - ③終身年金で80歳までの保証付きです。**
農業者年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずの老齢年金額が遺族に支給されます。
 - ④税の特例が用意されています。**
支払った保険料は、全額(1人当たり最高年額80万4千円)が社会保険料控除の対象となります。将来受け取る農業者年金は公的年金等控除が適用されます。(65歳以上の人は公的年金などの合計が120万円までは非課税)
 - ⑤認定農業者など一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助があります。**
認定農業者で青色申告など一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。
- 【申し込み・問い合わせ】** 農業委員会事務局 ☎ 0220 (34) 2317
または J Aみやぎ登米各基幹支店、J A南三陸津山支店



「登米市景観計画市民説明会」を開催

市では、将来の景観のあり方について、市民皆さんの意見を聞きながら、「登米市景観計画」を策定するため、検討を進めてきました。今回、素案がまとまりましたので、下記により説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

【開催日】 1月16日(土)

【会場・時間】

会場	時間
迫 公 民 館	午前9時30分～
登 米 総 合 支 所	午後1時～
豊 里 総 合 支 所	午後3時30分～

※どの会場の説明会でも参加できます。

【問い合わせ】 建設部都市計画課 都市計画係

☎ 0220 (34) 2446

市民プール休館のお知らせ

市民プールは設備改修工事のため、休館になります。ご利用の皆さんには、ご不便をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、利用の再開については、広報紙およびホームページなどでお知らせします。

【休館期間】 1月6日(水)～3月31日(水)

【問い合わせ】

教育委員会生涯学習課 体育振興係 ☎ 0220 (34) 2698
市民プール ☎ 0220 (22) 5492

国民年金だより

～20歳になったら国民年金～

新成人の皆さん、20歳になると、義務として国民年金に加入しないといけないこと、ご存知ですか？

国民年金は、老後はもちろん、けがや病気などで収入が途絶えても、誰もが安定した生活を送れるように社会全体で支え合う制度です。「年金なんてまだまだ先のこと」と思われる人もいるかも知れませんが、老後にきちんと年金を受け取るためには、20歳のうちから保険料を納付していくことになっています。また、万が一突然の事故で、障害や死亡といった事態に遭ってしまったとき、自身や家族の経済的な支えとなる年金を受け取るためにも、普段からきちんと保険料を納付していくことが大切です。

◇生活を支える3つの基礎年金

【老齢基礎年金】

【障害基礎年金】

【遺族基礎年金】



高齢になったときに



病気やけがで障害の状態になったときに



一家の支えにもしものことがあったとき、残された遺族に

◇国民年金の加入者(被保険者)は、職業などによって3種類に分かれていて、保険料の納付方法も異なります。

・第1号被保険者＝学生、フリーター、自営業者、農業従事者などとその配偶者

・第2号被保険者＝会社員、公務員などの厚生年金保険、共済組合の加入者

・第3号被保険者＝第2号被保険者に扶養されている妻(または夫)

このうち、第1号被保険者になる人は、給料から天引きされる会社員などと異なり、自分で保険料月額14,660円(平成21年度)を納めなくてはなりません。加入の手続きをとると、納付書が送付されますので、銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどの窓口で支払うか、口座振替などの方法で納付します。もし収入がなく納付が困難なときは、申請により保険料の納付が免除や猶予される制度があります。また、学生には「学生納付特例」という制度があります。納付が難しいときは、未納のままにせず、必ず年金事務所などにご相談ください。

【問い合わせ】 市民生活部国保年金課年金医療係 ☎ 0220 (58) 2166

古川年金事務所国民年金課 ☎ 0229 (23) 1203

トレーニングルーム利用者講習会

◆なかだアリーナ

【講習会日時】

1月22日(金)午後7時～

【定員】 50人(要予約)

【受付開始】 1月5日(火)

【申し込み・問い合わせ】

なかだアリーナ

☎ 0220(34)7302

◆とよま蔵ジウム

【講習会日時】

2月9日(火)午後7時～

【定員】 20人(要予約)

【受付開始】 1月26日(火)

【申し込み・問い合わせ】

とよま蔵ジウム

☎ 0220 (53) 1155

暮らしの情報

県登米保健福祉事務所(保健所)健康相談など

プライバシーは守られますので、安心してご相談ください。

【1月の相談日】

期日	事業名	予約先電話番号
20(水)	アルコール家族教室	0220 (22) 6118
28(木)	精神保健福祉相談(こころの相談)	0220 (22) 6118

【相談料】 無料

【会場】 東部保健福祉事務所登米地域事務所

【注意事項】 必ず予約が必要です。日程など変更する場合がありますので、予約の際に電話で確認してください。

【その他】 保健師による相談も随時受け付けてしています。

【問い合わせ】

県登米保健福祉事務所

母子・障害班

☎ 0220 (22) 6118

社会保険相談所開設

健康保険、厚生年金保険、国民年金など社会保険の全般についての相談に応じます。

【1月の開設日】 1月8日(金)

【時間】 午前9時10分～正午
午後1時～3時30分

【場所】 迫公民館

【問い合わせ】

古川社会保険事務所

☎ 0229 (23) 1203